



2016年10月21日号

目次

(W&B No. 201606CY)

1. 商標出願用の商品・役務分類表の追加変更(2016年7月)
2. 2015年商標評審・不服訴訟分析(2016年8月)
3. 地方の工商行政管理局商標処での商標出願受理開始(2016年11月1日)
4. 地方政府の知識産権局による権利行使の概要
5. 華誠移転先のご案内(2016年9月)

【1】 商標出願用の商品・役務分類表の追加変更(2016年7月)

中国の商標局(TMPO)は、2016年に適用するニース分類に基づく類似商品役務分類表を2015年12月に公示した。その後、7月13日から9月19日かけて2,220商品と役務、特に9類に720商品、29～32類の食品関係に500商品を追加して公示している。こうした特定商品や役務に個別コードは振られていない。

2014年の法改正以降、中国の商標出願実務では、分類表に記載のない商品名や役務名を指定した場合、方式審査で受け入れられないことが発生しており、行政不服訴訟に繋がった事例も数多く発生している。指定できる商品や役務が分類表にない場合、上位の商品や類似商品、或いは流通チャネルに同一性があるなどの面から指定商品や役務の選定することで対策しているところ、こうした商品や役務の追加は多少とも利用できるため、下記の追加状況を見て、追加の商標出願などに活用をお勧めする。

なお、2017年1月より適用される類似商品役務分類表を既に商標局は検討を開始しているため、年末には改正分が公示される見込みである。 ■

関連サイト: 第1回目: http://sbj.saic.gov.cn/tz/201512/t20151228_165365.html

第2回目: http://sbj.saic.gov.cn/tz/201607/t20160713_169794.html

第3回目: http://sbj.saic.gov.cn/tz/201609/t20160920_171267.html

区分	類似群	個数	区分	類似群	個数	区分	類似群	個数
1	0101,0102,0104	273	16	1601, 1602, 1603,	34	31	3102, 3103, 3104,	75
	0105,0106,0107			1605, 1606, 1607,			3105, 3106, 3106,	
	0108,0109,0110			1609, 1610, 1611,			3107, 3108, 3110	
	0112,0113,0115			1613,1614,1615				
	0116							
2	0201,0202,0204	39	17	1701, 1702, 1703,	6	32	3201, 3202	103
	0205,0205			1706				
3	0301, 0302, 0303,	47	18	1802, 1804, 1805,	16	33	3301	1
	0305, 0306, 0308, 0310			1806				
4	0401, 0402, 0403,	33	19	1901, 1905, 1909	3	34	3401, 3402, 3403	15

	0404, 0405, 0406							
5	0501,0502, 0504, 0506, 0507	35	20	2001, 2003, 2006, 2013, 2014	9	35	3501, 3502, 3503, 3504, 3506, 3507	29
6	0601, 0603, 0607, 0614, 0615, 0623	8	21	2101, 2102, 2105, 2106, 2107, 2108, 2110, 2111, 2112, 2114	77	36	3601, 3602, 3608	28
7	0701, 0702, 0703, 0704, 0705, 0706, 0707, 0709, 0710, 0711, 0713, 0718, 0721, 0723, 0726, 0729, 0730, 0732, 0733, 0734, 0735, 0736, 0739, 0742, 0743, 0744, 0748, 0749, 0750, 0751, 0752, 0753, 0754	174	22	2201, 2202, 2203, 2205	8	37	3702, 3704, 3706, 3707, 3708, 3709, 3717, 3718	24
8	0801, 0802, 0804, 0806, 0807, 0808, 0809, 0810, 0812	65	23	2301, 2302, 2303	7	38	3801, 3802	11
9	0901, 0902, 0903, 0904, 0905, 0906, 0907, 0908, 0909, 0910, 0911, 0912, 0913, 0914, 0916, 0918, 0919, 0920, 0921, 0922, 0923, 0924	1,086	24	2401, 2402, 2405, 2406, 2407	14	39	3901, 3902, 3903 3904, 3905, 3906 3910, 3911	16
10	1001, 1002, 1003, 1004, 1007, 1008, 1009	69	25	2501, 2502, 2503, 2507	30	40	4001, 4005, 4010 4012, 4014, 4015	15
11	1101, 1104, 1105, 1106, 1107, 1108, 1109, 1110, 1111	66	26	2601, 2602, 2605	6	41	4101, 4103, 4104, 4105, 4107	27
12	1201, 1202, 1204, 1205, 1206, 1208, 1209, 1210, 1211	77	27	2703	2	42	4209, 4210, 4211, 4212, 4213, 4216, 4217, 4220	39
13	1301, 1302, 1303	5	28	2801, 2802, 2803,	74	43	4301, 4304	5

				2804, 2806, 2807, 2808, 2809, 2810, 2811, 2812				
14	1401, 1403, 1404	10	29	2901, 2902, 2903, 2904, 2905, 2906, 2907, 2908, 2911	266	44	4401, 4402, 4403, 4404, 4405	19
15	1501	2	30	3001, 3002, 3003, 3004, 3005, 3006, 3007, 3008, 3009, 3010, 3011, 3012, 3013, 3014, 3015, 3016	281	45	4501, 4503, 4505, 4505	4

【2】 2015 年商標行政再審・審決不服訴訟分析(2016 年 8 月)

中国の商標評審委員会は 8 月 19 日付け法務通信 67 回で 2015 年度の商標出願等に関する行政再審請求状況の概要を報告した。また、9 月 20 日付け法務通信 68 回で、同じく評審審決不服行政訴訟状況の概要を続いて報告した。ここでは行政再審及び不服訴訟のそれぞれの状況について、その概要を紹介する。

関連サイト: http://www.saic.gov.cn/spw/cwtx/201608/t20160819_170496.html

http://www.saic.gov.cn/spw/cwtx/201609/t20160920_171266.html

● 2015 年度行政再審請求状況



2015 年度(2014.12.11-2015.12.10)の行政再審請求件数は対前年比 230 増増加し、2010 年度と比べ 9 倍にもなっている。商標評審委員会はこの急増を下記のように総括している。

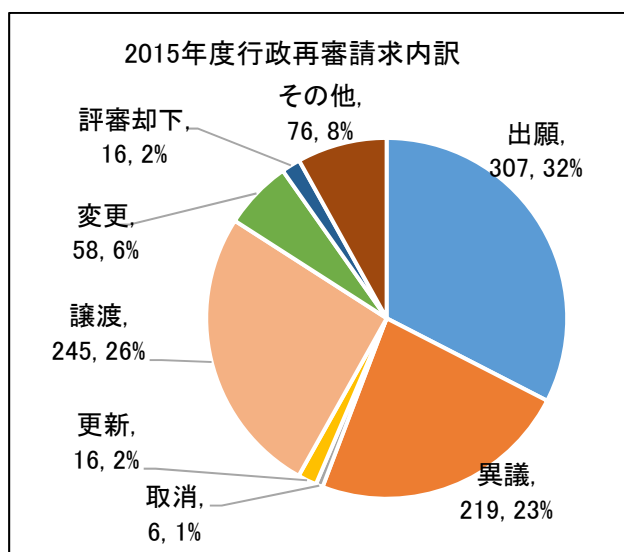
改正商標法施行後の商標登録と管理の自動化システムが機能していな事、当事者に改正法条文の理解に差があること、商標登録機関が新旧法改正での作業手続き調整ガイドラインが不十分で

あったことなどが理由として挙げられる。

案件は比較的同種の内容に集中しており、出願、異議、及び譲渡に関する 3 種類で全体の 82%を占めている。特に、非規範的、つまり分類表にない商品記載による出願不受理が全体の 55%に及んでいる。また、改正法では異議申立主体の変更、出願の補正法の変更、電子出願のための電子化などが理由に挙げられる。また、商標出願手続きでの紛争解決が行政訴訟にまで及んでおり、行政再審を経ずに直接行政訴訟になった事件が 85 件、行政再審を経た事件が 36 件と全体の 13%弱を占めている。

2015 年の商標評審行政再審請求は 943 件であるが、その内、856 件が受理され、64 件に補正通知がされ、23 件が受理されなかった。請求内容の構成比は下記グラフの通りで、出願 32%、異議 23%、

譲渡 26%の3つで全体の 81%を占めている。



2015年の行政再審の審決は769件(含、2014年度分38件)、審決率は81.5%である。内訳は下記の通りである。

審決内容	2015年	2014年
維持	283	65
撤回	444	163
取消	13	1
拒絶再審	6	1
受理却下	23	43

2015年は再審案件の急増と人手不足の状況から法定処理期間との兼ね合いで審理に60日間の確保や業務の簡素化や定型処理を図ったが、外国人案件が30%弱あり、書類や証拠の方式面での作業時間がかかったことが指摘されている。

なお、報告には6件の典型的な事例が含まれており、法定審査請求期限、非規範的商品の指定の場合の補正や出願却下、異議申立てでの利害関係人の証拠の問題が取り上げられている。

● 2015年度行政不服訴訟状況

2015年に商標審査委員会(以下、委員会)は、10.9万件(対前年比6%増減)の審決を出し、これを不服として、北京知識産権法院及び北京第一中級

人民法院に行政訴訟の事件は、7,632件(対前年比2.4%増)で、審決全体の7%あった。なお、最高人民法院への再審請求が224件と前年比286%増加した。また、第一審判決も前年比59%、第二審判決が51%、再審が244%と急増している。

		第一審	第二審	再審
受理	2015年	7,632	2,012	224
	2014年	7,452	2,015	58
判決	2015年	6,618	2,094	179
	2014年	4,158	1,381	52
維持率	2015年	84.1%	69.6%	-
	2014年	83.9%	75.8%	-

委員会は、行政訴訟第一審で1,216件、第二審で611件の合計1,827件を敗訴している。

商標類似の事件は減少しているものの大きな比率を占めている。商標が共存する場合、裁判所は使用の実態を確認し、その証拠の立証の程度、市場での知名度や市場形成程度、更に、誤認混同の可能性を判断する。共存契約が提出されればその採用に寛容な判断をする傾向がある。

商品類似の事件では、悪意登録や著名商標の不当登録が多く、商標類似や馳名商標との関係が多いところ、区分を超えて先の商標権を保護することになるため審査官の判断に差が生じやすい。

著名商標事件での馳名商標(第13条)と公序良俗違反(第10条8項)の組合せは減少傾向が見られる。この問題は馳名の事実認定と区分を超えた保護範囲の2つが重要なポイントである。事実認定方法が委員会と裁判所で異なり、委員会は中国国内での経済指標となる経営、納税などの資料重視し、中国国内で長期間使用したことによる客観的な知名度の取得の判断についても違いがある。保護範囲の問題でも希釈化の導入に両者は同意しているが、判断基準に違いが生じている。

その他の先の権利(第32条)では、映画作品による商品化権が取上げられ、フリーライドが議論されたが法律の適用については課題が残っている。

委員会が新証拠や事情の変更が理由で敗訴し

た事件が第一審で81%、第二審で71%あったが、新証拠や事情の変更が理由で敗訴した事件は、当事者の利益や実質的な事件の解決の観点から未提出の証拠、また裁判所や委員会が正しく事実認定できる場合や判断を変える証拠があった場合は積極的に提出物件を見るようになった変化によるものである。しかし、不使用取消では具体的使用方法や使用証拠の真実性や証拠の連鎖、また象徴的な使用についての事件が増加しているが判定基準が統一されていない。

また、手続き上の問題が増加しているが、法改正に伴う審査標準化の不足や非規範的商品記述に対するものである。指定商品や役務の記述に対する部分拒絶における商品の類似判断での錯誤は審査の品質の問題であり暫く続きそうである。

主な敗訴理由	2015年	2014年	2013年
商標類似	22%	29%	26%
商品類似	11%	16%	22%
馳名商標	6%	10%	17%
公序良俗違反	5%	10%	5%
虚偽・誤認登録	2%	0.1%	-
事情の変更	15%	8%	2%
共存契約	4%	3%	2%
使用での顕著性	6%	5%	4%
その他の先の権利	6%	5%	8%
先使用などの商標	2%	3%	2%
不使用取消	6%	2%	-
不正手段登録	1.2%	0.6%	-
新証拠採用	14%	8%	7%
手続き問題	6.2%	3.8%	-



【3】 地方工商局での商標出願受理開始(2016年11月1日)

中国の商標局は大量商標出願の審査が滞留することを少なくするため特許と同様、2012年に商標審査協力センターを北京に設けて審査など商標業務を開始しているが、この度、国家工商行政管理総局は9月1日付けで「地方工商及び市場監督管理部門に商標登録出願受理を委託する暫定規則」を発効させ、北京の商標局の専権事項であった商標出願受理を各地の工商行政管理局などでも受理ができるように改めた。

11月1日より新たに商標出願等の受理窓口が設置されるのは、黒竜江省ハルビン市、江蘇省南京市及び蘇州市、浙江省寧波、山東省済南市、青島市、済寧市、河南省洛陽市、湖北省、湖南省長沙市及び懷化市、広西壮族自治区、及び四川省成都市の13か所が予定されている。これの改正により、地方の商標出願人は早期の出願受理確認、書類提出の利便性などの面が改善されることに期待している。

なお、商標局の発表によると今年第三四半期までの中国国内の商標出願件数は253万件、登録件数は148.8万件とそれぞれ増加している。

関連サイト：http://www.ctmo.gov.cn/sbyw/201610/t20161020_171761.html

http://www.ctmo.gov.cn/sbyw/201609/t20160902_170820.html

【4】 地方政府の知識産権局による特許権侵害処分

2015年7月1日付け専利行政執行法弁法の改正を受けて、2016年2月にガイドライン(施行)が公示され、特許法改正による地方政府の知識産権局の職権が明確にならないものの、iPhone7に対する北京知識産権局が意匠特許権侵害に対する処分が報道されるなど注目される機会が増えている。

最近、こうした行政ルートによる権利行使に関する質問が多くあるため、行政ルートの概要、手続きのフローチャートなどをご参考まで紹介する。

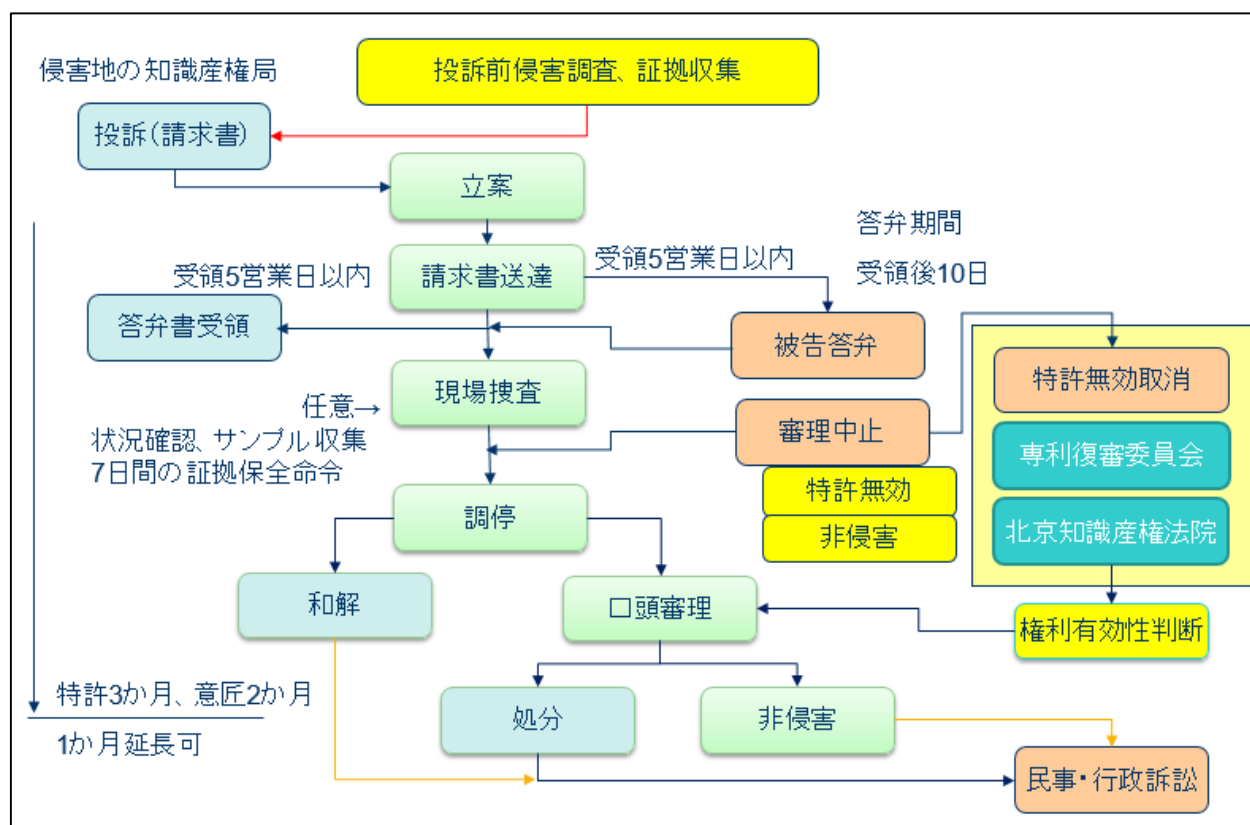
関連サイト：http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201506/t20150601_1125506.html

http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201602/t20160219_1241137.html

●行政ルートによる特許侵害処分の概要

担当機関	国家知識産権局 地方政府知識産権局、(和解不成立や執行は、中級人民法院)
主な法律	専利法・実施細則(2009年) 専利行政執行法弁法(2015年) 専利行政執行法操作指南(施行)(2016年) 地方政府の専利条例
救済内容	調停(侵害差止、侵害品や設備の廃棄、補償) 侵害差止 罰金(一部の知識産権局のみ) 【現行特許法の改正後、侵害差止、侵害品や設備の押収、廃棄、罰金】
侵害証拠	侵害者の特定 侵害が認められる程度の実証証拠
職務権限	捜査(侵害) 調停
管轄地域	行政管轄地域
侵害判断	原告の立証と審理での被告の反証
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判係争中でないこと ● 権利の数に応じない ● 行政処分不服訴訟ができる

●行政告訴のフローチャート



●作業負担とメリット・デメリット

作業負担	<ul style="list-style-type: none"> • 権利証拠収集(実案と意匠は評価書入手) • 侵害証拠収集 • 侵害立証
メリット	<ul style="list-style-type: none"> • 展示会やネット通販など簡単な侵害は迅速な処分ができる • 侵害証拠収集に知識産権局の捜査を活用(複数の行政区分の協力体制) • 処分決定は訴訟判決と同じ効果がある • 局費用は安価である
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> • 侵害判断、特に発明特許は知識産権局担当官の判断のため紛争の可能性あり • 損害賠償は調停のため、紛争の可能性あり • 知識産権局は和解の提案が多い • 行政区分ごとの知識産権局の能力差がある • 恒久的差止にならず、再犯が生じやすい • 処分された侵害者による行政訴訟の可能性が高い • 地方保護主義が出やすい

【5】華誠移転先のご案内 (2016年9月)

既にご案内のように、華誠律師事務所及び華誠知識産権代理有限公司は、下記に移転しました。従来のビルから西に1km弱で静安寺に近く日系企業の多い虹橋地区からも至近になりました。

タクシー：常熟路(Chángshú lù)と長樂路(Zhǎnglè lù)で、世紀商貿廣場(Shìjì shāngmào guǎngchǎng)

地下鉄：7号線の常熟路駅8番出口、なお1号線4番出口、2号線の静安寺駅5番出口はやや遠いです。



華誠律師事務所

華誠知識產權有限公司

上海市徐匯區長樂路 989 号 世紀商貿廣場 26 階

The Center 26F, 989 Changle Road, Xuhui, Shanghai, China

電話 : +86-21-5292-1111

FAX : +86-21-5292-1001

Email: 代表 mail@waton-band.com.cn 知財代表 : mailip@watson-band.com.cn

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

